

北海道告示第 10074 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 6 年 1 月 26 日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
戸井区域（戸井漁業協同組合の地区のうち、函館市小安町、釜谷町、汐首町及び瀬田来町の地域）	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業 いか釣りを主とする小型漁船漁業及びはえ縄を主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてはえ縄を使用して営む漁業をいう。以下同じ。）
東戸井区域（戸井漁業協同組合の地区のうち、函館市小安町、釜谷町、汐首町及び瀬田来町を除く地域）	いか釣りを主とする小型漁船漁業及びはえ縄を主とする小型漁船漁業
厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）	小型漁船漁業（1 及び 3 から 7 に掲げる漁業以外の漁業をいう。） ※ 1 及び 3 から 7 に掲げる漁業とは、 1 ほたて貝けた網漁業 3 総トン数 3 トン以上 20 トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 かれい刺し網を主とする小型漁船漁業 5 たこ空釣縄を主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船によりはえ縄を使用してたこをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。） 6 つぶ（えぞぼら貝）かごを主とする小型漁船漁業（総トン数 10 トン未満の漁船によりかごを使用してえぞぼら貝をとることを主として営む漁業をいう。） 7 えびかごを主とする小型漁船漁業をいう。

落石区域（落石漁業協同組合の地区）

たこを主とする小型漁船漁業

斜里区域（斜里第一漁業協同組合の地区）

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

※1及び2に掲げる漁業とは、

- 1 ほたて貝けた網漁業
- 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。

湧別区域（湧別漁業協同組合の地区）

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）、小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び底建網漁業（定置漁業であって、春さけ定置漁業、秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業並びに小型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）

※1及び2に掲げる漁業とは、

- 1 ほたて貝けた網漁業及び秋さけ定置漁業
- 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。

紋別区域（紋別漁業協同組合の地区）

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1から3までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）、小型漁船漁業（2及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び底建網漁業

※1から3までに掲げる漁業とは、

- 1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業
- 2 ほたて貝けた網漁業
- 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業をいう。